

犯罪被害者等の支援に伴う地方公共団体からの照会対応要領について（通達）

〔 制定 平成25. 3. 8 例規務第7号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為（以下「犯罪等」という。）により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）への支援を目的とした地方公共団体（以下「事業主体」という。）による入居制度及び支援事業に係る照会に適切に対応するため、みだしのことについて下記のように定め、平成25年3月8日から実施することとしたから、適正な運用に努められたい。

なお、次に掲げる通達は、廃止する。

- 1 犯罪被害者等の公営住宅への入居に伴う地方公共団体からの照会対応要領等について（平成23. 12. 12：例規務第25号）の例規通達
- 2 犯罪被害者等支援条例等に基づく地方公共団体からの照会等に伴う対応について（平成22. 10. 6：一般務・生企・地域・刑企・交企・公安第173号）の一般通達

記

1 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

(1) 入居制度

犯罪被害者等の居住の安定を図るため、事業主体が実施する犯罪被害者等の公営住宅への優先入居及び目的外使用の措置をいう。

(2) 支援事業

犯罪被害者等の支援を目的として制定した条例、同条例を具体的に推進するための要綱等に基づき、事業主体が実施する犯罪被害者等の経済的負担の軽減等を目的とした見舞金の支給、生活資金の貸付、日常生活を支援するヘルパーの派遣等の支援をいう。

2 照会の概要

(1) 入居制度の実施に伴う事業主体からの照会

事業主体が、虚偽の申込みの排除及び入居制度の対象者の確認を行うため、犯罪被害者等が事業主体に申告した犯罪被害者等の氏名及び住所、被害の年月日、被害の場所、被害の概要等（以下「事業主体への申告内容」という。）が犯罪等による被害に係る警察への申告の内容と相違ないかどうかを照会するものである。

(2) 支援事業の実施に伴う事業主体からの照会

事業主体が、支援事業の実施要件に該当するかどうかを確認するため、事業主体への申告内容が警察への犯罪等による被害に係る申告の内容と相違ないかどうかを照会するものである。

3 入居制度の実施に伴う事業主体からの照会に対する対応要領

- (1) 警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、事業主体から照会があったときは、犯罪被害者等が事業主体による警察等への調査に同意した書面（以下「同意書」という。）及び事業主体への申告内容が記載された書面（以下「申告書」という。）それぞれの写しを受領するものとする。

(2) 警務課長は、署長等（前記3の(1)の規定により受領した申告書の写しに記載された犯罪等に係る被害届の受理、捜査、相談の受理等を行った警察署長又は高速道路交通警察隊長をいう。以下同じ。）に対し、照会票（別記様式第1）に同意書及び申告書それぞれの写しを添付して、照会するものとする。

(3) 署長等は、前記3の(2)に規定する照会があったときは、照会に係る犯罪被害者等の申告の内容を確認の上、照会回答票（別記様式第2）を作成し、警務課長に回答するものとする。

(4) 警務課長は、署長等から照会回答票の送付を受けたときは、回答書（別記様式第3）を作成し、事業主体に回答するものとする。

(5) 警務課長は、事業主体からの照会への対応の経過を明らかにするために、照会対応簿（別記様式第4）を備え、記録しておくものとする。

4 支援事業の実施に伴う事業主体からの照会への対応要領

前記3の規定は、支援事業の実施に伴う事業主体からの照会への対応要領について準用する。この場合において、前記3の(1)中「犯罪被害者等」とあるのは「支援事業の申請をした者（以下「申請者」という。）」と、「による警察等への調査に同意した書面（以下「同意書」という。）及び事業主体への申告内容が記載された書面（以下「申告書」という。）それぞれ」とあるのは「に提出した申請書で、事業主体による警察等への調査に同意した旨が確認できるもの（以下「申請書」という。）」と、同(2)中「申告書の写し」とあるのは「申請書の写し」と、「同意書及び申告書それぞれ」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

5 留意事項

(1) 署長等は、警務課長からの照会に係る調査に当たっては、捜査に支障が生じないように留意すること。

(2) 署長等は、入居制度及び支援事業の実施に係る認定は事業主体が行うものであることから、事業主体から、これらの認定の可否等について意見を求められた場合であっても、当該意見等は厳に慎むこと。

6 照会に関する事務

事業主体からの照会に関する事務は、警務課犯罪被害者支援室において行うものとする。

7 犯罪被害者等への情報提供

警察署長は、警察署の窓口には事業主体が作成する入居制度及び支援事業の案内書等を備え付けておき、犯罪被害者等に対して交付するなどして積極的な情報提供を行うものとする。

殿

年 月 日	廃棄
務 第	号
警 務 課	長

照会票

照 会 受 理 日	年 月 日
事業主体（地方公共団体）名	
事業主体の担当部局（課） 及び担当者	
事業主体に対する犯罪被害者等（又は申請者）の被害申告内容	
申告又は申請に係る書面	別添のとおり
警察等への調査の同意の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
犯罪被害者等（又は申請者）	住所 氏名 年 月 日生（ 歳） 続柄
被 害 者	住所 氏名 年 月 日生（ 歳）
被 害 年 月 日 時	年 月 日 午前・後 時 分 ころ
被 害 場 所	
被害の模様（概要）	
照 会 内 容	申告書又は申請書の内容が警察への犯罪等による被害に係る申告の内容と相違ないか。
備 考	

殿

京都府警察本部警務部警務課長

回答書

年 月 日付けで照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

1 犯罪被害者等（申請者）

住 所

氏 名

生年月日

2 回答内容

の への申告の内容は、警察への申告の内容と相違ない

その他

()

3 その他参考事項

担当 犯罪被害者支援室
電話(075)451-9111

